

施設使用料等の算出に関する基本方針

令和 5 年度改定版

目 次

1	基本方針改定の背景	1
2	利用者負担の原則	1
3	施設原価の算出	2
	（1）施設原価の基礎	2
	（2）施設原価の対象、算出方法	2
	表1「施設原価算出費目の対象」	4
	（3）施設原価の対象経費・対象外経費	4
	（4）単位当たりの施設原価の算出	5
4	基本使用料の算出	6
	（1）施設の性質に応じた利用者の負担割合	6
	表2「利用者負担割合採点表」	6
5	施設使用料の決定	7
	（1）激変緩和措置	7
	表3「激変緩和措置による改定上限率」	8
	（2）市場価格との均衡	8
	（3）調理室における加算	8
	（4）回数券等の発行	8
6	使用料の区分設定及び減額・免除について	9
	（1）使用料の区分設定	9
	（2）使用料の減額・免除	9
7	その他	10
	資料 「基本使用料算出表」	11

1 基本方針改定の背景

茅野市では、平成 22 年度から第 2 次行財政改革推進プログラム(H22～H26)において、「市民プランを実現するための行財政改革」を目標に掲げ、この実現に向け、「地域経営の改革」、「人と組織の改革」、「財政の改革」を大きな柱として改革を進めてきました。特に、「財政の改革」では、引き続き徹底した歳出の削減に加え、歳入の見直しが必要とされるなかで、行財政改革推進会議の使用料等検討部会において、施設の管理、運営、維持については、利用される方の使用料で賄っていくことが基本であることを再認識し、その使用料の算定方法を明確にするため本基本方針を平成 23 年度に策定しました。

引き続き、平成 30 年度からスタートした第 5 次茅野市総合計画においては、分野別計画である茅野市行政経営基本計画の中で「持続可能な財政の確立」として施設使用料の適正化を主要事務事業に位置付けています。多様化・高度化・複雑化する市民ニーズを的確に捉え、質の高い行政サービスを提供するとともに、より受益と負担の公平性を確保するために、本基本方針を改定しました。

令和 4 年 7 月に、今後の社会情勢の変化へ対応するとともに、「たくましく、やさしい、しなやかな茅野市」の実現のために「茅野市行財政改革基本方針」を策定しました。同方針に基づき、使用料の算定方法について、これからの社会変化に対応できるように根本から見直すこととし、施設整備費を含めて受益と負担の公平性を確保するために、本基本方針を改定しました。

2 利用者負担の原則

市の施設には、道路・公園・水道・下水道など多くの市民の生活に欠かすことのできないものと、余暇の充実や個人の価値観等に応じて一部の市民に利用されるもの等、さまざまな施設がありますが、施設の運営にかかる経費には、施設を利用していない人が納めた税金も使われていることから、実際に施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保する必要があります。

このため、本基本方針では、施設を利用することによって受ける利益に応じた利用者負担を適切に設定することを原則とし、施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保します。

3 施設原価の算出

利用者に応分の負担を求めるためには、施設使用料の算定根拠をできる限りルール化し、統一された考え方のもとで施設使用料を算定する必要があります。

そのためには、施設使用料の算定の前提となる施設ごとの原価（施設全体にかかる経費、以下「施設原価」という。）や施設使用料を算定する単位当たりの施設原価の算出方法について統一する必要があります。

（1）施設原価の基礎

施設で発生する経費は、「施設の整備」にかかる経費と、「施設の運営」にかかる経費があります。これまで、「施設の整備」にかかる経費は施設原価に含めてきませんでしたが、特定の方達が利用する施設については、「施設の整備」にかかる経費も使用料で賄うべきであることから、施設原価の基礎＝「施設の整備」にかかる経費＋「施設の運営」にかかる経費としました。

（2）施設原価の対象、算出方法

① 施設原価は、表 1「施設原価算出費目の対象」を参考に算出します。

② 「施設の整備」にかかる経費の考え方

- ・施設の整備にかかる経費を、施設を使用する年数で按分して、施設原価に含めるものとします。施設の整備にかかる経費は、施設の建設費及び施設の除却費とします。
- ・施設の建設費について

施設の建設費は、資産の取得に要した経費を用い、施設の使用年数は、減価償却資産の耐用年数を用いる方法が考えられます。しかし、耐用年数は、鉄筋コンクリート造りの場合は 50 年、ブロック造の場合は 41 年のように、施設の構造によって異なります。また、空調等の設備は 13 年と同じ建物内でも耐用年数が異なります。また、建物は、一定期間が経つと大規模改修が必要となり、その際に設備を入れ替えたりすることから大規模改修に要した経費も施設の建設費に含まれ、そこから新たな耐用年数で減価償却することになります。施設の建設費に資産の取得に要した経費を用い、施設の使用年数に減価償却資産の耐用年数を用いると、耐用年数が経過したら使用料が下がったり、大規模改修をしたら使用料が上がったりすることになり、使用料のあり方として不安定な状況になります。

文部科学省の「学校施設の長寿命化計画策定の手引と解説」の中で、適切な予防措置をすることにより施設を 80 年使うという考え方があります。この場合、40 年で大規模改修、20 年と 60 年で中規模改修をします。大規模改修時は建設当初の約 6 割、中規模改修時は建設当初の約 3 割の経費がかかります。この考え方をうけ、施設の建設費は、建設当初の建設費総額の 2 倍（国庫補助等の財源がある場合は除く。）とし、施設の使用年数は 80 年としま

す。これにより、建設当初の経費を建物と機械・設備に分ける必要がなくなるほか、耐用年数経過時や大規模改修の時期によって使用料が変わることがなくなります。

- ・施設の除却費について

施設は、最後は解体する必要があることから、除却費も施設原価に含めます。建物と同じ施設使用期間の 80 年で按分します。

- ・「施設の整備」にかかる経費の計算は、次のとおりです。

$$\frac{\text{当初建設費} \times 2 - \text{国庫補助等財源} + \text{除却費}}{80 \text{ 年}}$$

③ 「施設の運営」にかかる経費の考え方

- ・「施設の運営」にかかる経費の算出に当たっては、単年度ごとに変動するものも含まれているため、原則として過去 3 年間の決算額の平均値で算出します。
- ・異なる用途で構成される複合施設や、一つの施設で複数のサービスを提供している場合、また一人の職員が複数の業務に従事している場合は、施設使用時間、占有面積、事務従事時間等で按分して算出します。
- ・新規に整備（大規模改修等を含む。）する施設の使用料は、過去 3 年間の決算額の平均値ではなく、新規整備後の見込施設原価を基に算出します。

表 1 施設原価算出費目の対象

施設原価	施設の整備にかかる	経費	1 施設の建設費 2 施設の除却費
		財源	1 建設費に対する国庫補助金 2 国庫補助金以外の建設費に対する財源
	施設の運営にかかる経費	物件費等	1 賃金等(嘱託・臨時職員等の賃金及び社会保険料等) 2 需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料等) 3 役務費(通信運搬費、火災保険料等) 4 委託料(施設・設備保守点検、清掃等の委託料等) 5 使用料及び賃借料(パソコン・複写機等のリース料等) 6 備品購入費 7 修繕費(大規模修繕、増築等、施設の資産価値を上げる工事費は除く) 8 その他施設の維持・管理、運営に直接必要となる費用(原材料費、負担金等)
		職員人件費	1 サービスに直接従事する正規職員の給与等 (職員給料、職員手当(退職手当を除く)、共済費等) (注) 該当年度の職員人件費総額に基づく平均単価を用います。 一人の職員がそのほかの業務にも従事する場合は、年間勤務時間数を従事した実績時間で按分するなど、合理的に算出します。

(3) 施設原価の対象経費・対象外経費

使用料は施設を利用することによって受ける利益に応じて負担してもらうものであることから、施設原価には、施設の貸出しに必要な経費を計上するものとし、それ以外の経費は除くものとします。経費の分けをすることができない場合は、面積按分などにより適切に計上するものとします。

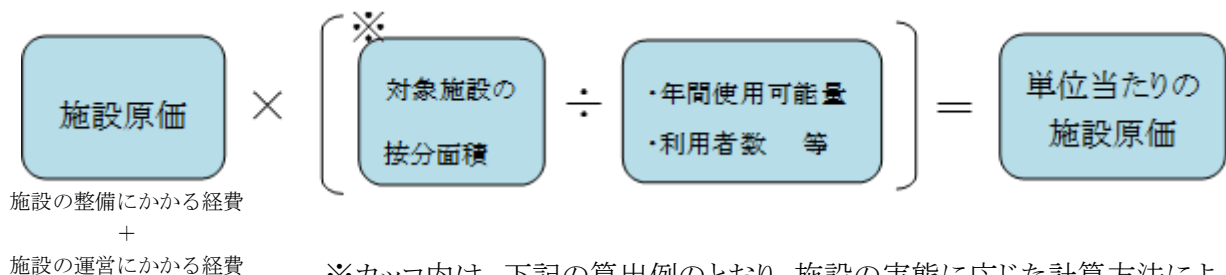
対象外経費の例

- ・博物館、公民館等における講座等に要する経費
- ・貸出し業務以外の業務を行う事務室等に要する経費
- ・法律等で使用料の徴収が制限されている施設等に要する経費

(4) 単位当たりの施設原価の算出

上記(2)により算出された施設原価は、施設全体の原価となりますので、この原価から施設使用料を算定する単位当たりの施設原価を算出します。

【単位当たりの原価算出例】



※カッコ内は、下記の算出例のとおり、施設の実態に応じた計算方法により単位当たりの施設原価を算出します。

【算出例①】 会議室等を利用する場合

- ・〇〇センター会議室を1時間利用した場合
- ①・・施設原価 ②・・〇〇センター会議室面積 ③・・〇〇センター全体面積
- ④・・年間開館時間(条例上の開館時間) として

① 22,938,670 円 $\times$ ② 122 m² $\div$ ③ 2906.1 m² $\div$ ④ 4162 時間
 $\div$ 231 円 / 時間

【算出例②】 温泉施設等を個人利用する場合

- ①・・施設原価 ②・・利用者数(3年間の実績平均) として

① 70,187,515 円 ÷ ② 95,271 人
 $\div 737$ 円 / 人

4 基本使用料の算出

(1) 施設の性質に応じた利用者の負担割合

利用者への応分の負担として、単位当たりの施設原価そのものを使用料とすることは、施設の性質によってはふさわしくない場合もあります。このため、施設の性質に応じた利用者の負担割合を設定することが必要となります。

施設の性質に応じた利用者の負担割合は、表 2「利用者負担割合採点表」を用いて設定します。

表 2 利用者負担割合採点表

別表2「利用者負担割合採点表」

利用者負担 高	非市場 公共的・	A-1	利用者負担 50% 公費負担 50%	A-2	利用者負担 75% 公費負担 25%	A-3	利用者負担 100% 公費負担 0%	
		民間参入が可能、又は指定管理制度を導入している施設で、大半の市民の生活に必要な施設		民間参入が可能、又は指定管理制度を導入している施設で、一部の市民の生活に必要な施設		民間参入が可能、又は指定管理制度を導入している施設で、一部の市民が選択して利用する施設		
	↑	B-1	利用者負担 25% 公費負担 75%	B-2	利用者負担 50% 公費負担 50%	B-3	利用者負担 75% 公費負担 25%	
		民間参入が困難なため、市が任意に設置している施設で、大半の市民の生活に必要な施設		民間参入が困難なため、市が任意に設置している施設で、一部の市民の生活に必要な施設		民間参入が困難なため、市が任意に設置している施設で、一部の市民が選択して利用する施設		
	公共的	C-1	利用者負担 0% 公費負担 100%	C-2	利用者負担 25% 公費負担 75%	C-3	利用者負担 50% 公費負担 50%	
		市に設置義務がある施設で、大半の市民の生活に必要な施設		市に設置義務がある施設で、一部の市民の生活に必要な施設		市に設置義務がある施設で、一部の市民が選択して利用する施設		
利用者負担 低		必需的				選択的		利用者負担 高

表 2 の縦軸の「公共的」⇔「市場的・非公共的」は、市が施設を設置する必要性を表します。市に設置義務があるものや民間による提供が困難であるものを「公共的」とし、市に施設の設置が義務付けられていないものや民間の施設がある(期待できる)ものを「市場的・非公共的」とします。

横軸の「必需的」⇔「選択的」は、市民の日常生活における施設の必要性を表します。多くの市民が日常生活を送るうえで必要なもの、基本的な生活水準を確保するために必要なものを「必需的」とし、特定の市民の生活利便性の向上や個人の価値観に応じて利用されるものを「選択的」とします。

3(3)で算出した単位当たりの施設原価に、利用者負担割合を乗じて得た額を基本的な使用料(基本使用料)とします。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{単位当たりの} \\ \text{施設原価} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{負担割合} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{基本使用料} \\ \hline \end{array}$$

【算出例①】

・〇〇センター会議室の算出例を用いた場合				
(単位当たりの施設原価)		(利用者負担割合)		
231 円	×	75% (B-3)	÷	173 円 (10 円未満切り捨て)

【算出例②】

・〇〇温泉の算出例を用いた場合				
(単位当たりの施設原価)		(利用者負担割合)		
737 円	×	75% (A-2)	÷	550 円 (10 円未満切り捨て)

5 施設使用料の決定

施設使用料は4(1)で算出された基本使用料を原則としますが、施設の利用促進、類似施設や民間施設との料金バランス、急激な使用料の増加による市民生活への影響等を考慮し、以下の措置を講じた上で施設使用料を決定します。

(1) 激変緩和措置

新たに算出された基本使用料が、改定前使用料と比べて大幅な増額となり、利用者にとって急激な負担増となる場合、今回を含めて3回以内の改定で、算出された基本使用料になるように激変緩和措置を講ずるものとします。措置の詳細は表3「激変緩和措置による段階的改訂」のとおりとします。

表 3 激変緩和措置による段階的改訂

改訂前使用料と改定後使用料の 倍率又は差額	激変緩和措置
2 倍以下 又は 1,000 円以下 の場合	設けない。
2 倍を超え 3 倍以下 又は 1,000 円を超え 2,000 円以下 の場合	初回：2 倍又は 1,000 円のどちらか大きい金額分まで上げる。 3 年後：算定額まで上げる。
3 倍を超える 又は 2,000 円を超える の場合	初回：2 倍又は 1,000 円のどちらか大きい金額分を上げる。 3 年後：R7 改訂前から 3 倍又は 2,000 円のどちらか大きい金額分まで上げる。 6 年後：算定額まで上げる。

※上記の激変緩和の場合に、6年後の値上げ額が初回、3年後と比べて高額になる場合は、3回の値上げ額を均すこともできる。

(2) 市場価格との均衡

新たに算出した基本使用料になるまで、必要に応じて激変緩和措置をとりながら料金を改定していくことを原則としますが、近隣の類似施設(民間含む)と比較して著しく高く、その料金に改訂した場合に著しく利用者数が減少するなどの事情がある場合には、新たに算出した基本使用料まで料金改定をしないことも可能とします。

(3) 調理室における加算

調理室の使用にあたっては、多種の設備や水道等を使うことが想定されるものの、明確な使用実態を把握することが困難なため、算出された基本使用料に一律 100 円/時間を加算するものとします。

(4) 回数券等の発行

回数券等の発行は、負担の公平性を損なわないことを前提に、施設の利用が促進されるよう、施設ごと個別に判断するものとします。

6 使用料の区分設定及び減額・免除について

5で決定した施設使用料について、施設の利用促進、団体や学生等の活動への支援等を目的として、利用者の区分ごとに異なった使用料を設定したり、使用料の減額・免除を行ったりすることができます。

施設使用料の区分設定及び減額・免除(減免等)の実施にあたっては、次の点を考慮して判断するものとします。

- ① 使用料は、全ての市民が利用する施設ではなく特定の者が利用して受益を受ける場合に利用者に負担していただくものであるという受益者負担の原則を十分に考慮し、安易に対象者を広げないこと。
- ② その者を減免等することが施設の設置目的に合致するかどうか。
- ③ 施設の利用促進と受益者負担の原則のバランスがとれているか。
- ④ 減免等は使用団体等への助成に類するものであることから、補助金等に関する基本指針を参考に、2分の1以内を原則とすること。

(1) 使用料の区分設定

利用者の区分ごとに異なった金額を設定するものです。例としては、大人料金と小人料金のように対象者の年齢区分で分ける、施設の設置目的の利用は無料としそれ以外の利用は有料とするなどです。異なった金額を設定しますが、いずれも正規の使用料の扱いとなります。

ア 施設の設置目的以外の利用料金

施設の設置目的以外の利用については、4(1)で設定した「利用者の負担割合」で割り落とす前の「単位当たりの施設原価」の額を基準として割り増した使用料に区分設定するものとします。

(2) 使用料の減額・免除

減額・免除は、正規の使用料として定めた額を、減額する、又は免除するものです。

減額・免除が必要だと判断した場合は、公平性・透明性を高める観点から、条例で直接定めることとします。例外として、災害時等の臨時的な減免などがあるため、「災害時等の一時的な減免であって市長が特に必要と認める場合」という定めを設けることは可としますが、それ以外の恒常的な減免は必ず条例で定めることとし、規則への委任は認めないこととします。

ア 使用料の減額

使用料の減額は、2分の1以内を原則とすること。

イ 使用料の免除

使用料の免除は、次に掲げるもの以外は原則行なわないこととします。

- ・官公庁が主催する事業その他これらに類する公共性の高い事業
- ・諏訪地域の市町村で連携して行っている小中学生に対する入館料の免除

7 その他

- ・利用者への配慮として、新たな施設使用料に改定する場合は、適切な周知期間を設けます。
- ・公平な受益者負担を確保するためには、施設使用料には施設にかかる経費の推移や社会情勢の変化等を可能な限り反映し、実態に見合ったものとする必要がある一方、短期間で施設使用料を改定することは利用者の混乱を招く恐れがあることから、原則として3年ごとに施設使用料の見直しを実施することとします。
- ・激変緩和措置が適用されていない施設について、前回の見直し時の施設原価と直近3ヶ年の施設の運営にかかる経費で計算した施設原価とで20%以上の差が生じた場合は、使用料の見直しから3年経過しない場合でも使用料の見直しをするものとします。
- ・消費税率が改正される場合には、その改正を適切に施設使用料に反映させるものとします。
- ・指定管理者に管理を委託している施設については、指定管理者との協議を行った上で、施設使用料の改定に弾力的に取り組めます。
- ・施設の運営にあたっては、住民サービスを維持しつつ経費節減に努めます。

資料「基本使用料算出表」

基本使用料算出表

対象施設名称		設置年度	経過年数	対象施設面積(ア)	施設全体面積(イ)	年間開館時間(ウ)	利用者数(エ)	所管課	作成者	内線等
施設の整備にかかる経費 算出費目		取得価格等	総経費	施設使用期間	単年度経費	算出根拠等				
経費	建設費		0	80	0					
	除却費		0	80	0					
財源	国庫補助金		0	80	0					
	その他		0	80	0					
					0	施設の整備にかかる経費 (A)				
施設の運営にかかる経費 算出費目		決算額	決算額	決算額	3か年決算額※	算出根拠等				
物件費等	1 賃金等				0					
	2 需用費				0					
	3 役務費				0					
	4 委託料				0					
	5 使用料及び賃借料				0					
	6 備品購入費				0					
	7 修繕費(工事請負費)				0					
	8 その他費用				0					
職員人件費	9 職員人件費				0					
決算額 計		0	0	0	0 (B)	施設の運営にかかる経費 (Bの平均) (C)				
施設原価 (D) (A)+(C))	円	単位当たり の原価 (E)	(E) × (ア) ÷ (イ) ÷ (ウ) または (D) ÷ (エ)		#DIV/0!	利用者負担割合 (F)		#N/A	基本使用料 (E) × (F)	#DIV/0!

(参考) 施設原価算出費目の対象 (1円未満切り捨て)

施設の運営費	1 賃金等 (嘱託・臨時職員等の賃金及び社会保険料等の実績)	
	2 需用費 (消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料等) ※大規模・中規模改修は除く	
	3 役務費 (通信運搬費、火災保険料等)	
	4 委託料 (施設・設備保守点検、清掃等の委託料等)	
	5 使用料及び賃借料 (パソコン・複写機等のリース料等)	
	6 備品購入費	
	7 修繕費 (大規模修繕、増築等、施設の資産価値を上げる工事費は除く)	
	8 その他施設の維持管理、運営に直接必要となる費用 (原材料費、負担金等)	
	9 施設におけるサービスの提供に直接従事する正規職員の給与等 (職員給料、職員手当 (退職手当を除く)、共済費等)	
職員人件費	(注) 該当年度の職員人件費総額に基づき下記の平均単価を用います。 一人の職員がそのほかの業務にも従事する場合は、年間勤務時間数を従事した 実働時間で按分するなど、合理的に算出します。 今回は、 全年度6,565,000円で設置していただきました。	

建設費	建設工事費、設計費、監理費
除却費	解体工事費等
国庫補助金	建設時の国庫補助金
その他財源	国庫補助金以外の財源